

公立大学法人和歌山県立医科大学役務の提供等の契約に係る簡易公開調達実施要領

制 定 平成22年2月18日

最終改正 令和8年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「法人」という。）が発注する役務の提供等の契約について、公立大学法人和歌山県立医科大学物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年制定。以下「法人要綱」という。）又は和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年制定。以下「県要綱」という。）に基づき、簡易公開調達を行う場合の手続等に関し、公立大学法人和歌山県立医科大学会計規則（平成18年4月1日和医大規則第8号。以下「会計規則」という。）及び公立大学法人和歌山県立医科大学契約事務取扱規程（平成18年4月1日和医大規程第22号。以下「契約事務取扱規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、簡易公開調達とは、次条に定める対象業務の調達について、第5条に定める公告を行い、広く第4条に定める資格を有する者に見積書を提出させ、最も有利な条件を提示した者（以下「落札者」という。）との間に役務の提供等の契約を締結する契約方法をいう。

(簡易公開調達の対象業務)

第3条 簡易公開調達の対象とする業務（以下「対象業務」という。）は、法人要綱又は県要綱の別表に掲げられた業務種目に係る委託契約、請負契約及び賃貸借契約による役務の提供等の業務のうち、その契約の予定価格（賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額又は総額。以下同じ。）が次の表に掲げる額の範囲内のものとする。ただし、対象業務であっても、条件付き一般競争入札その他の一般競争入札の実施を妨げるものではない。

| 契約の種類 | 予 定 価 格 (賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額又は総額) |
|--------------------------------|--------------------------------------|
| 工事又は製造の請負契約 (建設工事に係るものを除く。) | 400万円以下 |
| 物件の借入れ契約 | 150万円以下 |
| その他の契約 | 200万円以下 |

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、対象業務であっても、簡易公開調達の方法以外での随意契約によることができる。

- (1) 会計規則第30条第3項第1号から第3号まで又は第4項の規定に該当する場合
- (2) 簡易公開調達に付し、落札者がいない場合
- (3) 簡易公開調達の落札者が契約を締結しない場合
- (4) 緊急の必要により簡易公開調達に付することができない場合、簡易公開調達に付することが不利と認められる場合、簡易公開調達に付しても見積書の提出者が見込めない場合、その他簡易公開調達に付すことが適当でないとして法人が認める場合

(簡易公開調達への参加資格)

第4条 簡易公開調達に参加できる者(業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織により簡易公開調達に参加する場合は、構成員を含む。)は、次に掲げる要件を全て具備している者とする。

- (1) 契約事務取扱規程第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人要綱又は県要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 公立大学法人和歌山県立医科大学役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領(平成22年制定)又は和歌山県が定めた和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領(平成20年制定)に基づく入札参加資格の停止期間中でない者であること。
- (4) 原則として、和歌山県内に本店を有する者であること。
- (5) 法人要綱又は県要綱に基づく入札参加の停止を受けている者でないこと。
- (6) その他法人が定めた簡易公開調達参加資格要件を満たしている者であること。

2 前項の規定についての取扱基準その他簡易公開調達の実施についての取扱基準は、別に定める。

(簡易公開調達公告)

第5条 簡易公開調達を実施するときは、法人ホームページへの掲載及び担当課(室)での備付けにより公告するものとする。

2 前項の規定による公告(以下「簡易公開調達公告」という。)は、次に掲げる事項について、簡易公開調達公告例(別表第1)を例として行うものとする。

- (1) 簡易公開調達に付する事項
- (2) 簡易公開調達に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 仕様書を交付する場所及び期間
- (4) 簡易公開調達説明書を交付する場所及び期間
- (5) 簡易公開調達の見積書の提出の場所及び期間(提出期限)
- (6) 簡易公開調達の方法に関する事項
- (7) 簡易公開調達の無効に関する事項
- (8) 落札者の決定に関する事項
- (9) 契約書の要否
- (10) その他簡易公開調達に関し必要な事項

3 簡易公開調達公告の期間は、簡易公開調達の見積書の提出期限の日の前日から起算して、原則として5日(公立大学法人和歌山県立医科大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程(平成18年和医大規程第58号)第3条に規定する週休日、第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日(以下「休日」という。))を含む。)以上とする。

(仕様書等)

第6条 仕様書及び簡易公開調達説明書の配布又は閲覧等については、原則として、簡易公開調達公告の期間内において、法人が行うものとする。

- 2 簡易公開調達説明書は、簡易公開調達説明書例（別表第2）を例として作成するものとする。
- 3 法人は、仕様書及び簡易公開調達説明書に関する質問を仕様書等に関する質問書（別記第1号様式）により受け付けるものとし、原則として、簡易公開調達公告の日から簡易公開調達の見積書の提出期限の日の2日（休日を除く。）前までの質問受付期間を設けるものとする。
- 4 法人は、前項の質問に対し原則として、簡易公開調達の見積書の提出期限の日の前日（休日を除く。）までに書面（ファクシミリを含む。）により回答し、及びその内容を法人のホームページへ掲載することにより公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものにあつては、担当者の口頭による回答のみとすることができる。

（簡易公開調達の見積書の提出）

第7条 法人は、簡易公開調達を行うときは、その簡易公開調達に参加しようとする者に当該簡易公開調達に係る役務の提供等の契約について見積もった見積書を作成させ、簡易公開調達公告で定めた期間内に法人へ提出（郵送を含む。）させるものとする。この場合において、定められた見積書の提出期限までに提出（郵送の場合にあつては、法人への到達をいう。）されなかったものは、無効とする。

- 2 前項の見積書は、封筒に入れ密封して提出させるものとする。
- 3 法人は、前2項の規定により簡易公開調達に参加しようとする者から見積書が封入された封筒が提出された場合には、その者についての第4条に規定する当該簡易公開調達への参加資格を確認した上、開札（封筒を開封し、見積書を確認することをいう。以下同じ。）の日時まで厳重に保管するものとする。

（開札及び見積結果表の作成）

第8条 法人は、簡易公開調達の見積書の提出期限後直ちに、複数の職員により提出された見積書の開札を行わせるものとし、開札の結果（落札者の決定を含む。）については、簡易公開調達見積結果表（別記第2号様式）を作成させて整理するものとする。

（落札者の決定）

第9条 法人は、原則として、契約事務取扱規程第8条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書の提出を行った者を落札者とする。

- 2 法人は、落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者（業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織により簡易公開調達に参加した場合には、その構成員を含む。）が、第4条に定めるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。
- 3 前項の規定による契約の不締結については、法人は落札者に対して損害賠償責任その他の何らの責任を負わないものとする。

（簡易公開調達結果の公表）

第10条 法人は、簡易公開調達の結果について、次に掲げる事項を法人ホームページへ掲載し、及び第8条の規定により作成した見積結果表の写しを法人での備付けの方法により公表するものとする。

この場合において、公表の期間は、公表した日の翌日から1月を経過する日までとする。

- (1) 対象業務の名称
- (2) 見積書の提出期限の日
- (3) 法人の担当課（室）の名称
- (4) 落札者の商号又は名称及び落札金

附 則

この要領は、平成22年2月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年3月29日から施行し、平成25年7月1日から適用する。
- 2 公立大学法人和歌山県立医科大学の役務の提供等の契約に係る簡易公開調達の結果公表に関する要領（平成21年制定）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年1月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年2月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年11月1日から施行し、令和6年1月1日以降に実施する簡易公開による調達について適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

仕様書等に関する質問申出書・回答書

年 月 日

公立大学法人和歌山県立医科大学事務局●●課長 様

| | | | |
|-------|----------------------------------|-------|-------|
| 事業年度 | 年度 | 公告年月日 | 年 月 日 |
| 業務の名称 | | | |
| 質問者 | 住 所 | | |
| | 商号又は名称 | | |
| | 代表者職氏名 | | |
| | 担当者の所属 及び職氏名 | | |
| | 電話番号 | | |
| | F A X 番号 | | |
| 質問事項 | 1 仕様書について 2 簡易公開調達説明書について | | |
| 回 答 | | | |

簡易公開調達見積結果表

入札執行機関：公立大学法人和歌山県立医科大学事務局●●課

1 簡易公開調達に付した事項

| | |
|---------------|------------------------------|
| 事業年度 | ●●年度 |
| 調達業務の名称 | |
| 契約期間 | ●●年●●月●●日から●●年●●月●●日まで |
| 見積書提出期限（開札日時） | ●●年●●月●●日 午後5時00分 |
| 開札（見積書の確認）の場所 | 公立大学法人和歌山県立医科大学事務局●●課（●●棟●階） |

2 簡易公開調達の見積もりの結果

単位：円

| 見積者 （商号又は名称） | 見積もりの内容 （見積金額等） | 状況 （落札（採用）、不調等） |
|-----------------|--------------------|--------------------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

上記金額に当該金額の100分の●●に相当する額を加算した金額が落札価格（契約希望金額）となる。

※ (7)、(8)等は、必要に応じて設定

(7) ●●●●●●の営業について●●●●●●の免許を有している者であること。

(8) ●●●●●●について、△△△業務の●年以上の実務経験を有し、その業務を適切に実施できる知識及び能力を有する者を常勤として●人以上雇用していること。

3 仕様書及び簡易公開調達説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

公立大学法人和歌山県立医科大学事務局●●課
和歌山市紀三井寺811番地1

(2) 期間

●●年●●月●●日()から●●年●●月●●日()までの公立大学法人和歌山県立医科大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程(平成18年和医大規程第58号)第3条に規定する週休日、第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時00分から午後5時30分(最終日にあつては、午後5時00分)まで

(3) 質問の期間

仕様書及び簡易公開調達説明書について質問がある者は、●●年●●月●●日()から●●年●●月●●日()までの間において、公立大学法人和歌山県立医科大学事務局●●課に対して、所定の書面(ファクシミリを含む。)により行うこと。

その他質問の方法等については、簡易公開調達説明書のとおり

4 簡易公開調達の見積書の提出の場所及び期間(提出期限)

(1) 場所

公立大学法人和歌山県立医科大学事務局●●課
和歌山市紀三井寺811番地1

(2) 期間(提出期限)

●●年●●月●●日()から●●年●●月●●日()までの休日を除く日の午前9時00分から午後5時30分(最終日にあつては、午後5時00分)まで

5 簡易公開調達の方法に関する事項

(1) 落札者の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の●●に相当する額を

加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。)をもって落札価格とするので、見積者(見積書を提出する者をいう。以下同じ。)は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の1●●分の100に相当する金額を見積書に記入すること。

(2) 簡易公開調達は、所定の見積書に見積もりする事項を記入し、その見積書を提出して行うこと。

(3) 見積書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には見積者の氏名及び調達業務の名称を表示すること。

(4) 郵送により見積書を提出する場合には、(3)の見積書を入れた封筒を●●年●●月●●日()午後5時00分までに、公立大学法人和歌山県立医科大学事務局●●課へ必着させること。

(5) その他見積もり方法の細目については、簡易公開調達説明書のとおり

6 簡易公開調達の無効に関する事項

本公告に示した簡易公開調達資格のない者がした見積もり及び簡易公開調達説明書に記載する無効な見積もりに該当する見積もりは、無効とする。

なお、本学又は和歌山県から役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の交付を受けた者であっても、決定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等見積書の提出期限の日の時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした見積もりは、無効とする。

7 落札者の決定に関する事項

(1) 簡易公開調達の要件、執行方法等の細目については、簡易公開調達説明書に記載するとおりとする。

天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、簡易公開調達を延期し、又は取りやめること

がある。

見積者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で簡易公開調達を公正に執行できない状況にあ

ると認めるときは、簡易公開調達を延期し、又はこれを廃止することがある。

- (2) この簡易公開調達の開札（封筒を開封し、見積書を確認することをいう。）は、見積書の提出期限後直ちに、公立大学法人和歌山県立医科大学事務局●●課の複数の職員により行うものとする。
- (3) 契約事務取扱規程第26条の規定により同規程第8条の規定に準じて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積もりを行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の見積もりをした者が2人以上あるときは、直ちに当該見積りに代わって当該開札事務に関係のない公立大学法人和歌山県立医科大学事務局●●課の職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- (5) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。この場合において、公立大学法人和歌山県立医科大学は落札者に対して損害賠償責任その他の何らの責任を負わないものとする。

8 契約書の要否

要

9 その他

この簡易公開調達及びそれに基づく発注（契約）に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

公立大学法人和歌山県立医科大学事務局●●課

(2) 所在地

和歌山市紀三井寺811番地1

郵便番号 641-8509

電話番号 073-441-●●●●

ファクシミリ番号 073-●●●-●●●●

※ 予算措置状況により選択

9 その他

(1) 発注（契約の締結）と関係予算の決定

この簡易公開調達による発注（契約の締結）は、当該発注（契約）に係る●●年度公立大学法人和歌山県立医科大学当初予算の決定後に行うものとする。必要な予算が決定しない場合には、当該簡易公開調達は無効とする。

また、当該予算についての理事会等の審議状況に応じて、当該簡易公開調達を中止し、延期し、又は必要な変更を行うことがある。

(2) 簡易公開調達及び発注（契約）の事務を担当する部局

この簡易公開調達及びそれに基づく発注（契約）に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

公立大学法人和歌山県立医科大学事務局●●課

イ 所在地

和歌山市紀三井寺811番地1

郵便番号 641-8509

電話番号 073-441-●●●●

ファクシミリ番号 073-●●●-●●●●

制定)又は和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領(平成20年制定)に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

- (5) 公立大学法人和歌山県立医科大学が行う契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領(平成27年制定)又は和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領(平成20年制定)に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

※ (7)、(8)等は、必要に応じて設定

(7) ●●●●●●の営業について●●●●●●の免許を有している者であること。

(8) ●●●●●●について、△△△業務の●年以上の実務経験を有し、その業務を適切に実施できる知識及び能力を有する者を常勤として●人以上雇用していること。

4 仕様書及び簡易公開調達説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

公立大学法人和歌山県立医科大学事務局●●課
和歌山市紀三井寺811番地1

(2) 期間

●●年●●月●●日()から●●年●●月●●日()までの公立大学法人和歌山県立医科大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程(平成18年和医大規程第58号)第3条に規定する週休日、第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時00分から午後5時30分(最終日にあつては、午後5時00分)まで

(3) 質問の期間

仕様書及び簡易公開調達説明書について質問がある者は、●●年●●月●●日()から●●年●●月●●日()までの間において、公立大学法人和歌山県立医科大学事務局●●課に対して、所定の書面(ファクシミリを含む。)により行うこと。

ア 所定の書面の様式は、仕様書等に関する質問申出書・回答書(様式1:要領別記第1号様式)とする。

イ 質問に対しては、原則として●●年●●月●●日()までに書面(ファクシミリを含む。)により回答し、その内容については、公立大学法人和歌山県立医科大学ホームページへの掲載の方法及び備付けの方法により公表するものとする。

ただし、その内容が軽微なものにあつては、●●課の担当者の口頭による回答のみとすることができる。

5 簡易公開調達の見積書の提出の場所及び期間(提出期限)

(1) 場所

公立大学法人和歌山県立医科大学事務局●●課
和歌山市紀三井寺811番地1

(2) 期間

●●年●●月●●日()から●●年●●月●●日()までの休日を除く日の午前9時00分から午後5時30分(最終日にあつては、午後5時00分)まで

郵送の場合にあつても、当該期間内(提出期限まで)に必着させること。

6 簡易公開調達の方法に関する事項

(1) 落札者の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の●●に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。)をもって落札価格とするので、見積者(見積書を提出する者をいう。以下同じ。)は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の1●●分の100に相当する金額を見積書に記入すること。

なお、見積者は、調達業務に係る一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積もるものとする。

(2) 簡易公開調達の見積もりは、所定の見積書に見積もりする事項を記入し、その見積書を提出して

行うこと。

ア 所定の見積書の様式は、見積書（様式2）とする。

イ 見積金額は、調達業務を完了するための価格の総額とする。

ウ 見積書には、調達業務の名称その他の必要事項を明記した上、見積者の氏名（商号（屋号）を含む。法人にあっては、その名称及び代表者の氏名をいう。）を記入して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。

エ 見積者は、見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、見積書の見積金額は、訂正することができない。

オ 見積書を提出した後は、見積書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。

(3) 見積書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には見積者の氏名及び調達業務の名称を表示すること。

(4) 郵送により見積書を提出する場合には、(3)の見積書を入れた封筒を●●年●●月●●日（ ）午後5時00分までに、公立大学法人和歌山県立医科大学事務局●●課へ必着させること。

(5) 簡易公開調達及びその執行については、次に掲げる事項に則り行うものとする。

ア 簡易公開調達事務（開札（封筒を開封し、見積書を確認することをいう。以下同じ。）の事務を含む。）は、●●課の複数の職員により行うものとする。

イ 提出期限後の見積書の提出は認めない。

ウ 見積書の開札は、見積書の提出期限後直ちに、簡易公開調達事務を担当する複数の職員が行い、開札の結果（落札者の決定を含む。）については、簡易公開調達見積結果表を作成して整理するものとする。

エ 天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、簡易公開調達を延期（中断を含む。）し、又は取りやめることができる。見積者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で簡易公開調達を公正に執行できない状況にあると認めたとときも、同様とする。

オ その他簡易公開調達の執行については、要領及びこの簡易公開調達説明書に基づき、●●課の長が決定する。

7 簡易公開調達の無効に関する事項

簡易公開調達公告に示した簡易公開調達に参加する者に必要な資格のない者がした見積もり及びこの簡易公開調達説明書に記載する無効な見積もりに該当する見積もりは、無効とする。

なお、本学又は和歌山県から役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書を受けた者であっても、決定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等見積書の提出期限の日の時点で3に掲げる要件を満たしていない者のした見積もりは、無効とする。

次の各号のいずれかに該当する見積もりは、無効とする。

(1) 簡易公開調達に参加する者に必要な資格のない者がした見積もり

(2) 所定の提出期限までに提出されなかった見積もり

(3) 同一事項の簡易公開調達について、見積者が2以上の見積もりをした場合のそのいずれもの見積もり

(4) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる見積もり

(5) 記名押印を欠いた見積書による見積もり

(6) 見積金額の記入がない見積書による見積もり

(7) 見積金額を訂正した見積書による見積もり

(8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書による見積もり

(9) 所定の見積書（様式2）を用いないで行われた見積もり

(10) その他簡易公開調達に関する条件に違反した見積もり

8 落札者の決定に関する事項

(1) 簡易公開調達の要件、執行方法等の細目については、要領及びこの簡易公開調達説明書のとおりとする。

天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、簡易公開調達を延期し、又は取りやめることがある。

見積者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で簡易公開調達を公正に執行できない状況にあると認めたとときは、簡易公開調達を延期し、又はこれを廃止することがある。

(2) この簡易公開調達の開札は、公立大学法人和歌山県立医科大学事務局●●課の複数の職員により行うものとする。

- (3) 契約事務取扱規程第26条の規定により同規程第8条の規定に準じて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積もりを行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の見積もりをした者が2人以上あるときは、直ちに当該見積りに代わって当該簡易公開調達事務に関係のない公立大学法人和歌山県立医科大学事務局●●課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が3に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。この場合において、本学は落札者に対して損害賠償責任その他の何らの責任を負わないものとする。

9 契約書の要否
要

10 その他

この簡易公開調達及びそれに基づく発注(契約)に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

公立大学法人和歌山県立医科大学事務局●●課

(2) 所在地

和歌山市紀三井寺811番地1

郵便番号 641-8509

電話番号 073-441-●●●●

ファクシミリ番号 073-●●●●-●●●●

※ 予算措置状況により選択

10 その他

(1) 発注(契約の締結)と関係予算の決定

この簡易公開調達による発注(契約の締結)は、当該発注(契約)に係る●●年度公立大学法人和歌山県立医科大学当初予算の決定後に行うものとする。必要な予算が決定しない場合には、当該簡易公開調達は無効とする。

また、当該予算についての理事会等の審議状況に応じて、当該簡易公開調達を中止し、延期し、又は必要な変更を行うことがある。

(2) 簡易公開調達及び発注(契約)の事務を担当する部局

この簡易公開調達及びそれに基づく発注(契約)に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

公立大学法人和歌山県立医科大学事務局●●課

イ 所在地

和歌山市紀三井寺811番地1

郵便番号 641-8509

電話番号 073-441-●●●●

ファクシミリ番号 073-●●●●-●●●●

様式1 (第4項関係)

別記第1号様式 (第6条関係)

仕様書等に関する質問申出書・回答書

年 月 日

公立大学法人和歌山県立医科大学事務局●●課長 様

| | | | |
|-------|----------------------------------|-------|-------|
| 事業年度 | 年度 | 公告年月日 | 年 月 日 |
| 業務の名称 | | | |
| 質問者 | 住所 | | |
| | 商号又は名称 | | |
| | 代表者職氏名 | | |
| | 担当者の所属 及び職氏名 | | |
| | 電話番号 | | |
| | FAX番号 | | |
| 質問事項 | 1 仕様書について 2 簡易公開調達説明書について | | |
| 回答 | | | |

見 積 書

見積金額

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|

ただし、●●年度●●●●●●●●●●業務委託に係る見積金
上記のとおり見積もります。

●●年●●月●●日

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

公立大学法人和歌山県立医科大学

理事長 ● ● ● ● 様

- 注) 1 見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の1●●分の100に相当する金額を見積書に記入すること。
- 2 記入する金額の数字はアラビア数字で表示し、数字の先頭には「金」を記入すること。
- 3 金額を訂正したものは、無効とすること。
- 4 金額箇所以外の訂正又は抹消箇所には押印すること。